

内部監査の実施状況について
(平成30年3月31日現在)

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室 (13課室)	平成29年12月13日 から平成30年1月 31日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤簿について、「出張」等の整理印もれが認められた。(2課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実確認した上で適正に処理をした。今後は、人事院規則、会計法令等に基づき適正な事務処理を行うこととする。
北海道内 各労働基準監 督署 (17署)	平成29年10月4日 から平成30年2月2 日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品管理簿等の登記処理に適正を欠く状況が認められた。(1署) ・ 出勤簿について、「出張」等の整理印もれが認められた。(3署) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正に処理した。今後は、会計法令等に基づき適正な事務処理を行うこととする。 ・ 事実確認した上で適正に処理をした。今後は、人事院規則、会計法令等に基づき適正な事務処理を行うこととする。
北海道内 各公共職業安 定所 (22所)	平成29年10月4日 から平成29年12月 14日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤簿について、本人の押印もれ等が認められた。(3所) ・ 出勤簿について、「出張」等の整理印もれが認められた。(1所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれも事実確認した上で適正に処理した。今後は、会計法令、人事院規則等に基づき適正な事務処理を行うこととする。